



鳥取県公報

平成 30 年 4 月 17 日 (火)
第 8 9 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 包括外部監査契約の締結 (280) (行政監察・法人指導課) 2 年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (281) (職員支援課) 2 介護補償として支給する金額の一部改正 (282) (〃) 2 生活保護法による医療機関の指定 (283) (福祉監査指導課) 4 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (284) (〃) 4 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (285) (〃) 5 鳥取県保健医療計画の変更 (286) (医療政策課) 5 土地改良区の定款の変更の認可 (287) (農地・水保全課) 5 保安林の指定の解除予定 (288) (森林づくり推進課) 5 建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (289) (県土総務課) 5 土地改良区の役員の就退任 (290) (中部総合事務所農林局) 14 土地改良区連合の役員の就任 (291) (〃) 14 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (292) (西部総合事務所福祉保健局) 14 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (293) (〃) 15 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (294) (〃) 15 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (7) 15 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定 (税務課) 15 |

告 示

鳥取県告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市吉成南町二丁目4-7
氏名 岸本 信一
- 2 契約期間の始期 平成30年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 915万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第281号

平成5年鳥取県告示第400号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|
| 年齢階層 | 補償基礎額の 最低限度額 | 補償基礎額の 最高限度額 | 年齢階層 | 補償基礎額の 最低限度額 | 補償基礎額の 最高限度額 |
| 20歳未満 | 4,748円 | <u>13,284円</u> | 20歳未満 | 4,751円 | <u>13,287円</u> |
| 20歳以上25歳未満 | 5,377円 | <u>13,284円</u> | 20歳以上25歳未満 | 5,333円 | <u>13,287円</u> |
| 25歳以上30歳未満 | 5,967円 | <u>14,255円</u> | 25歳以上30歳未満 | 5,894円 | <u>13,958円</u> |
| 30歳以上35歳未満 | 6,304円 | <u>17,353円</u> | 30歳以上35歳未満 | 6,233円 | <u>16,456円</u> |
| 35歳以上40歳未満 | 6,673円 | <u>19,286円</u> | 35歳以上40歳未満 | 6,654円 | <u>19,157円</u> |
| 40歳以上45歳未満 | 6,926円 | <u>21,393円</u> | 40歳以上45歳未満 | 6,893円 | <u>21,279円</u> |
| 45歳以上50歳未満 | 7,020円 | <u>23,905円</u> | 45歳以上50歳未満 | 7,031円 | <u>24,269円</u> |
| 50歳以上55歳未満 | 6,812円 | <u>25,257円</u> | 50歳以上55歳未満 | 6,792円 | <u>25,630円</u> |
| 55歳以上60歳未満 | 6,313円 | <u>24,859円</u> | 55歳以上60歳未満 | 6,191円 | <u>24,976円</u> |
| 60歳以上65歳未満 | 5,142円 | <u>19,726円</u> | 60歳以上65歳未満 | 5,009円 | <u>20,297円</u> |
| 65歳以上70歳未満 | 3,930円 | <u>15,291円</u> | 65歳以上70歳未満 | 3,920円 | <u>15,558円</u> |
| 70歳以上 | 3,930円 | <u>13,284円</u> | 70歳以上 | 3,920円 | <u>13,287円</u> |

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月17日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成30年4月17日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第282号

平成8年鳥取県告示第423号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-------------|--|---|-------------|--|---|
| 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 | 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 |
| 常時介護を要する状態 | 1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。) | その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>105,290円</u> を超えるときは、 <u>105,290円</u>) | 常時介護を要する状態 | 1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。) | その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>105,130円</u> を超えるときは、 <u>105,130円</u>) |
| | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,190円</u> 以下であるときに限る。) | 月額 <u>57,190円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額) | | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,110円</u> 以下であるときに限る。) | 月額 <u>57,110円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額) |
| 随時介護を要する状態 | 1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。) | その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,650円</u> を超えるときは、 <u>52,650円</u>) | 随時介護を要する状態 | 1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。) | その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,570円</u> を超えるときは、 <u>52,570円</u>) |
| | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受け | 月額 <u>28,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月 | | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受け | 月額 <u>28,560円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月 |

| | |
|---|--|
| <p>た日があると き（その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が <u>28,600円</u>以 下であるとき に限る。）</p> | <p>にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)</p> |
| <p>た日があると き（その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が <u>28,560円</u>以 下であるとき に限る。）</p> | <p>にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)</p> |

附 則

- この告示は、平成30年4月17日から施行する。
- 改正後の規定は、平成30年4月17日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 指 定 年 月 日 |
|------------------|--------------|-----------|
| 大津医院 | 倉吉市福吉町1389-5 | 平成30年3月1日 |
| のむらニューロスリーブクリニック | 米子市安倍813-1 | 平成30年4月1日 |

2 薬局

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 指 定 年 月 日 |
|-----------|---------------|-----------|
| ぎほう薬局 | 米子市角盤町四丁目29-1 | 平成30年4月2日 |

鳥取県告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 廃 止 年 月 日 |
|-----------|--------------|------------|
| 山藤医院 | 鳥取市大塚町17 | 平成29年5月31日 |
| 大津医院 | 倉吉市福吉町1404-3 | 平成30年3月1日 |

鳥取県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 休 止 年 月 日 |
|----------------|--------------|-------------|
| 米子ファミリー内科クリニック | 米子市新開二丁目1-43 | 平成29年11月30日 |

鳥取県告示第286号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第30条の4第16項の規定により告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県元気づくり総本部県民課、福祉保健部健康医療局医療政策課、各総合事務所地域振興局、各総合事務所福祉保健局健康支援課、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東部県税事務所及び八頭県土整備事務所並びに鳥取市保健所健康支援課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成30年4月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第288号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町江波字家ノ背戸1020の3、1020の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第289号

平成31年度及び平成32年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」とい

う。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものを除く。以下同じ。)又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別(別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。)ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可(以下「建設業許可」という。)を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査(法第27条の23第1項の審査であって、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日(合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、同年12月31日)までの間のものをいう。以下同じ。)を入札参加資格の審査申請の日(以下「申請日」という。)までに受けていること。
- (4) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間(希望工種が、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)の場合にあっては2年間、土木一式工事(同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。)及び鋼構造物工事(同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)の場合にあっては5年間)又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種(とび・土工・コンクリート工事(同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。))にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小の区分による。)に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

| 希望工種 | 要件 |
|--|-----------------|
| 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。) | (9)のアに掲げる要件 |
| 鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。) | (9)のオの(イ)に掲げる要件 |

- (5) 国税及び地方税(地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。)に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあっては、2の(1)のアの(ア)のhに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (8) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 希望工種が次のアからコまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、それぞれに定める要件を全て満たしていること。
 - ア 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときに限る。)
 - (ア) 県内に本店を有していること。
 - (イ) 次の技術者を県内の営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。)に常に備えていること。
 - a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者(以下「土木施工管理技士」という。)のうち、1級の検定に合格したもの(以下「1級土木施工管理技士」という。)

- b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
- d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
- e 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
- f 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）

(ア) 次の技術者を常に備えていること。

- a 当該希望工種に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者
- b 当該希望工種に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者

(イ) 自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を備えていること。ただし、起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。

| 区分 | 船 船 | | 乗 組 員 | | |
|----|--|---------|-----------|-----|--------|
| | 種 別 | 規格能力 | 二級小型船舶操縦士 | 運転士 | その他の船員 |
| 1 | えい船 | 100馬力以上 | 2 | — | 1 |
| 2 | 起重機船（クレーン付台船を含む。） | 25トン吊以上 | — | 1 | 3 |
| 3 | グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。） | 100馬力以上 | — | 1 | 3 |

(ウ) 当該希望工種に係る工事において、(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

(エ) 県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名以上（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作用の凹型の台船をいう。）又はドルフィンドック（注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。）を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者（以下「ドック提供者」という。）にあつては、10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者にあつては、5名以上）常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般を除く。）に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあつては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に常に備えていること。

| 希望工種 | 機 械 |
|-------|--------------------------------------|
| 法面植生工 | 種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタ |

| | |
|-------|--|
| | ル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条に基づく定期自主点検を受けているものに限る。以下同じ。） |
| 法面保護工 | a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。） |
| アンカー工 | a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。） |

オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

- a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合
 - (a) 鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
 - (b) 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
 - (c) 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。
- b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合
 - 鋼橋の補修工事又は補強工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に本店を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
 - (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
 - (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
 - (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
 - (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士

- (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
- (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
- (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
- (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施する J I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。

| 種 別 | 処 理 能 力 等 |
|--|--------------------------------|
| モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。） | ブレードの長さが3.1メートル以上のもの |
| アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。） | 施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの |
| マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。） | 両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの |
| タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。） | 車両の重量が8トン以上のもの |

- (エ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者を県内の営業所に常に備えていること。
- (オ) 県外に本店を有する者にあつては、次に掲げる要件を備えていること。
 - a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。
 - b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあつては、県内の営業所に常に備えていること。

ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。
 - a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をい

う。以下同じ。)を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。)

b 溶解槽(区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。)

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

ケ 内装仕上工事(別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。)

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

コ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士(職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。)が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 平成31・32年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者(以下「県内業者」という。)

a 入札参加資格希望票(様式第2号)(その1)

b 1の(3)の経営事項審査に係る結果通知書(経営事項審査の申請と同時に申請書を提出する場合を除く。以下「経審結果通知書」という。)

c 工事経歴書(様式第3号)(直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合等に限る。)

d 職員調書(技術職員)(様式第4号)(経営事項審査を受けている場合を除く。)

e 職員調書(その他の職員)(様式第5号)(経営事項審査を受けている場合を除く。)

f 国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書(鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。)に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合を除く。)

(a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。以下同じ。)に係るもの(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。))その3の3)並びに鳥取県の県税に係るもの

(b) 個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの(第9号書式その3の2)並びに鳥取県の県税に係るもの

g 建設業許可の通知書の写し

h 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書(入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。)

(イ) 県外に本店を有する建設業者(以下「県外業者」という。)

a 県外業者入札参加資格希望票(様式第2号)(その2)

b 経審結果通知書の写し

c 営業所一覧(様式第6号)

d (ア)のcの書類

e 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)のfの納税証明書

f 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書

- (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
 - (b) 個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - g 建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - h 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - i 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者には、アの書類に加えて、平成31・32年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。
- (ア) 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事（補修工事及び補強工事を除く。）で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）
 - (イ) 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者には雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し等（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
 - (ウ) 職員写真（様式第10号）
 - (エ) 機械設備等調書（様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
モルタル吹付機にあっては、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。
 - (オ) 機械設備等写真（様式第12号）（モルタル吹付機にあっては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第1条第1項第2号の第二種圧力容器明細書の写しを添付すること。）
 - (カ) 実務経験証明書（様式第13号）（希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。）
- ウ 様式第1号、様式第4号、様式第6号又は様式第9号から様式第12号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、平成31・32年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（様式第14号又は様式第15号）を次の場所に速やかに提出すること。
- (ア) 県内業者
申請者の営業所を管轄する次の事務所
鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課建設業担当（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 電話0857-20-3593）
鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課建設業担当（〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話0858-72-3853）
鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課建設業担当（〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話0858-23-3243）
鳥取県西部総合事務所米子県土整備局建設総務課建設業担当（〒683-0054 米子市糺町一丁目160 電話0859-31-9702）
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局建設総務課建設業担当（〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話0859-72-2023）
 - (イ) 県外業者
(4)に同じ。
- (2) 提出期間及び時間
次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。
- ア 平成31年4月認定
県内業者には平成30年4月17日（火）から平成31年1月31日（木）までの日（鳥取県の休日を定

める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、県外業者にあつては平成31年2月1日（金）から同月28日（木）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 平成31年7月認定

平成31年4月1日（月）から同月30日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
ただし、合併、設立等を行った者は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの期間を審査基準日とした経営事項審査を受けていること。

ウ 平成31年10月認定

平成31年7月1日（月）から同月31日（水）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
なお、1の（3）の経営事項審査を受けていない者及び合併、設立等を行った者は、平成30年10月1日から平成31年6月30日までの期間を審査基準日とした経営事項審査を受けていること。

（3）提出方法

（4）の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、（2）の提出期間の末日までに到着したものに限り受け付ける。

（4）提出先

鳥取県県土整備部県土総務課

（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

（5）その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/32784.htm>）に掲載するので、提出書類については、ここから入手すること。

ただし、これにより難い者は、直接（4）の提出先にて午前9時から午後5時までに入手すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成30年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

別 表

| 発注工事種別 | | | | | | | | | |
|----------------|-----|----------------|-------|--------|----------|-----|--------|-----|----------|
| 大区分 | 略号 | 中区分 | 小区分 | 略称 | 大区分 | 略号 | 中区分 | 小区分 | 略称 |
| 土木一式工事 | (土) | 一般 | — | 土木一般 | 鉄筋工事 | (筋) | — | — | 鉄筋工事 |
| | | プレストレスト・コンクリート | — | P C | 舗装工事 | (舗) | 一般 | — | 舗装一般 |
| 建築一式工事 | (建) | 港 | — | 港湾工事 | しゅんせつ工事 | (し) | アスファルト | — | アスファルト |
| | | 一般 | — | 建築一般 | 板金工事 | (板) | — | — | しゅんせつ工事 |
| 大工工事 | (大) | 解体 | — | 建築解体 | ガラス工事 | (ガ) | — | — | 板金工事 |
| | | — | — | 大工工事 | 塗装工事 | (塗) | — | — | ガラス工事 |
| 左官工事 | (左) | — | — | 左官工事 | 防水工事 | (防) | 一般 | — | 塗装一般 |
| | | 交通安全施設 | — | とび等一般 | 内装仕上工事 | (内) | 区画線工 | — | 区画線工 |
| とび・土工・コンクリート工事 | (と) | 交通安全施設 | — | 交通安全施設 | 内装仕上工事 | (内) | — | — | 防水工事 |
| | | — | 一般 | 法面一般 | 機械器具設置工事 | (機) | — | — | 内装一般 |
| | | 法面保護工 | 法面植生工 | 法面植生工 | 熱絶縁工事 | (絶) | — | — | 量工 |
| | | 法面保護工 | 法面保護工 | 法面保護工 | 電気通信工事 | (通) | — | — | 機械器具設置工事 |
| | | 落石防止網工 | アーカー工 | アーカー工 | 造園工事 | (園) | — | — | 熱絶縁工事 |
| 石工事 | (石) | — | — | 石工事 | 造園工事 | (園) | — | — | 電気通信工事 |
| | | — | — | 屋根工事 | さく井工事 | (井) | — | — | 造園工事 |
| 電気工事 | (電) | — | — | 電気工事 | 建具工事 | (具) | — | — | さく井工事 |
| | | — | — | 管工事 | 水道施設工事 | (水) | — | — | 建具工事 |
| 鋼構造物工事 | (鋼) | 一般 | — | 鋼構造物一般 | 消防施設工事 | (消) | — | — | 水道施設工事 |
| | | 鋼橋 | — | 鋼橋 | 清掃施設工事 | (清) | — | — | 消防施設工事 |

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
 (例) 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アーカー工））、水道施設工事
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
 ① 土木一般に係る工事
 ② 土木一般に係る工事
 ③ 土木一般に係る工事
 ④ 土木一般に係る工事
- 3 土木一般に係る工事（ダム、橋、防波堤等）大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 4 建築解体に係る工事は、1種が3階建て以上又は1種の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体に係る工事及びこれらに類似する工事とする。
- 5 解体工事に係る工事は土木工作物や建築物を解体する工事で、上記3及び4のいずれにも該当しない工事とする。

鳥取県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 米 田 收 | 倉吉市鴨河内1010 |
| 〃 | 米 田 健 二 | 倉吉市鴨河内918 |
| 〃 | 山 本 正 雄 | 倉吉市鴨河内451 |
| 〃 | 西 村 達 夫 | 倉吉市鴨河内1101-9 |
| 〃 | 佐 治 要 | 倉吉市鴨河内381-1 |
| 〃 | 米 田 耕 作 | 倉吉市鴨河内945-3 |
| 〃 | 黒 川 正 美 | 倉吉市鴨河内1156-1 |
| 監 事 | 黒 川 和 | 倉吉市鴨河内1228 |
| 〃 | 若 本 郁 夫 | 倉吉市鴨河内378 |
| 〃 | 米 田 豊 平 | 倉吉市鴨河内987-6 |

平成30年4月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 山 本 正 雄 | 倉吉市鴨河内451 |
| 〃 | 米 田 清 隆 | 倉吉市鴨河内1001 |
| 〃 | 佐 治 要 | 倉吉市鴨河内381-1 |
| 〃 | 黒 川 正 美 | 倉吉市鴨河内1156-1 |
| 〃 | 西 村 達 夫 | 倉吉市鴨河内1101-9 |
| 〃 | 米 田 健 二 | 倉吉市鴨河内918 |
| 〃 | 米 田 耕 作 | 倉吉市鴨河内945-3 |
| 監 事 | 米 田 秀 哉 | 倉吉市伊木221-12 |
| 〃 | 黒 川 和 | 倉吉市鴨河内1228 |
| 〃 | 若 本 郁 夫 | 倉吉市鴨河内378 |

平成30年4月10日就任 任期4年

鳥取県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 小 松 弘 明 | 東伯郡琴浦町大字赤碕1101 |
|-----|---------|----------------|

平成30年3月15日就任 任期 平成33年3月31日まで

鳥取県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

| 事業者の名称 又は氏名 | 指定に係る事 業所の名称 | 指定に係る事 業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種 類 |
|----------------|------------------|------------------|-----------|-----------|--------------|
| 鈴木 信 | 医療法人社団 鈴木歯科医院 | 米子市加茂町 一丁目22 | 平成30年4月9日 | 平成30年4月9日 | 居宅療養管理 指導 |

鳥取県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

| 事業者の名称 又は氏名 | 指定に係る事 業所の名称 | 指定に係る事 業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種 類 |
|----------------|------------------|------------------|-----------|-----------|------------------|
| 鈴木 信 | 医療法人社団 鈴木歯科医院 | 米子市加茂町 一丁目22 | 平成30年4月9日 | 平成30年4月9日 | 介護予防居宅 療養管理指導 |

鳥取県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月17日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行って いる事業所の名称 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行って いる事業所の所在地 | 障害福祉サー ビスの種類 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|----------------|
| 社会福祉法 人敬仁会 | 倉吉市山根55 | ホームヘルプセンター ル・ソラリオン名和 | 西伯郡大山町西坪520 - 1 | 居宅介護、重度 訪問介護 | 平成30年 4月30日 |

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第7号**

平成30年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年4月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年4月25日（水） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙の同時施行について
 - (2) その他

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 平成30年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成30年2月26日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 76,136,760円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課 鳥取市東町一丁目220 |